

2016年度 第1回よりそいセミナー開催報告

去る9月5日、大阪国際交流センターにおいて、2016年度第1回よりそいセミナーが100名超の参加者を得て開催されました。よりそいセミナーは、一般社団法人よりそいネットおおさか（大阪府地域生活定着支援センター受託団体）が、矯正施設退所者（＝刑余者）の支援に係わる支援者や関係者を主な対象に研修・情報共有を目的に毎年開催してきました。本年度は、大阪府福祉基金地域福祉推進事業の採択を受け、セミナー（研修）の大きなテーマに“高齢者・認知症・犯罪”を据えて取り組んでいます。

第1回よりそいセミナーは、「もし身近な高齢者が逮捕されたら…！」をテーマに、大阪地方検察庁の検事さん、高齢者や障がい者等の支援弁護に関わっておられる弁護士さんの二人を招聘し、お話をお伺いする機会となりました。

テーマ「もし身近な高齢者が逮捕されたら…！」

講演1「高齢者の犯罪傾向と特徴」

講師：藤川 浩司 氏（大阪地方検察庁 総務部副部長検事）

講演2「認知症高齢者の刑事弁護における支援事例」

講師：辻川 圭乃 氏（辻川法律事務所 弁護士）

■奥村業務執行役員が開会挨拶

開会に当たり、当法人の奥村業務執行役員から挨拶がありました。一般社団法人よりそいネットおおさかは、ホームレス支援や刑余者支援などに任意団体として取り組んでいたが、2013年に一般社団法人として設立され、また、大阪府地域生活定着支援センター事業を受託し、3年目となり年間100～120件、累計では600件あまりのケースに対応してきたことが紹介されました。

さらに、高齢者の犯罪は、万引きなど軽犯罪を中心に増えており、刑務所がセーフティネットになってしまっている現状を紹介し、社会が率先して福祉領域で処遇しようーということで司法・医療・福祉に携わっていた方々が始めたのが、任意団体のよりそいネットおおさかであったこと、そして高齢犯罪者が増え続けている中で、高齢者の支援をしている方々を中心に参加をいただいているよりそいネットおおさかに会員加盟し、共に活動を強化発展させていまいしょうーとの呼び掛けがありました。

■講演1「高齢者の犯罪傾向と特徴」…藤川浩司氏（大阪地方検察庁）

最初に、大阪地方検察庁の藤川副部長検事からご講演を戴きました。検察庁に再犯防止対策室の部署があり、そこが保護観察所等と共に定着支援センターと連携を図っているところのご紹介がありました。

講演では、まず、成人が逮捕・拘留される場合の刑事事件の流れについて説明があり、警察で捜査が始まり、逮捕・身柄拘束が行われ（被疑者）、検察官が起訴、不起訴等の被疑者の処分を行うが、起訴する権限は検察官だけが持つ（原則）専決事項である。裁判所は、検察官の主張と被告弁護人の主張をもとに証拠調べを行い、有罪・無罪の判決を出し、執行猶予が付けば、刑務所に行かなくて良い場合もあり、実刑であれば刑務所に入ることになる。刑事事件の流れの中では、警察、検察庁、裁判所、刑務所、保護観察所という5つの機関が刑事手続きで関わっている。高齢者の場合、起訴猶予の場合が多いが、「起

訴猶予」は被疑者の状況、情状酌量、結果や動機、手口の問題、計画性、主導性、社会的影響、遺族感情、保護可能性などの事情を調べ、起訴するか、起訴しないかどうかを検察官が決める。不起訴になった場合は、検察審査会がチェックすることになる。

高齢者犯罪の特徴について、高齢社会白書のデータを示され、65歳以上の高齢者が、この20年で、人口で約1.8倍になり、高齢化率は約26.0%（h26）となっている。また、犯罪白書によると一般刑法犯の65歳以上の高齢者が平成8年から急増し、19年から横ばい状態で、他の世代が減少する中で高齢者犯罪は減らないーといったことが紹介されました。さらに、高齢者検挙人員の罪名別の状況では、窃盗が7割強で特に女性高齢者では窃盗がらみが9割以上とのお話でした。



また、犯罪白書では触れられていないが、慶応大学の太田先生と検察の合同調査による犯罪の要因・背景について分析した研究（2013年10月）があり、データとしては古いが、高齢犯罪者の特性・傾向としては、別居中の子どもと接触がないことや同居人との関係など人間関係の問題もある。また、殺人のケースでは、76%が50歳以上の被害者で、配偶者が多く、殺人被害者の10人に1人は要介護の方で、「介護疲れ」に起因している。さらに、傷害を起こす方では、就業率や持ち家率が影響していることや、所得が低く経済的に余裕がない、配偶者がなく一人暮らし、子どもとの接点がないことなどが影響しているーというようなことが紹介されました。

高齢者の検挙人員の平成元年から26年の変化で、殺人は平成元年の48件から4倍、強盗は8件から14.6倍、暴行は48件から72.5倍、傷害は141件から11.7倍、窃盗は5,100件から6.7倍と増加し、近年は高止まりの状況にあると紹介がありました。

高齢者の括りで特性・傾向を取り出すと、感覚機能の低下や情報処理能力・判断力の低下、注意力・記憶力の低下などがあり、また、逆に被害者として的高齢者は、こうした特性を狙われ、特殊詐欺など被害に遇われているということです。

検事（捜査官）としては、「記憶」に注意しているということです。過去の出来事を証拠にして、事実認定をする必要があるため、被疑者・証人などに関することでは、ある出来事の一部のみ「記憶」があるケースが多く（深酒と同じ！）、記憶のあるところだけを話し、記憶がないところを「推測」で埋めてしまうが、それはただの「推測」であり、客観的事実と異なることがある。従って、「記憶」と「推測」を分けて考える必要があるということです。

高齢者の場合、記憶を推測で埋めるーいろんな人に「推測」を話していると本当の「記憶」になり、記憶の変容が起こる。高齢者は、老化現象を知識と経験、推測で埋められるので、検察は非常に困る。「記憶」が出来事の一部であることはやむを得ないが、過去の出来事が実際何だったのか、真実を詰める者としては困ったこと。記憶の変容は「無意識」で行われ、認知症の場合は特に留意が必要である。検挙に当たっては、（記憶以外の）他の客観的証拠を積み重ね、判断するしかない。このため、公平な第三者の供述の収集、記憶を補う家計簿や日記帳などの客観的資料、事件の直前・直後の状況、入通院歴、既

往症、生活歴などを調べる必要がある。調べてみたら認知症であることが分かり、そこで初めて医師の判断を仰ぐことができる。捜査官も勉強が必要であり、実際の事情聴取では大きな声で話すことや、かみ砕いての説明、簡潔でゆっくりした質問や説明を行うなどの工夫が必要であるとのことでした。

一般刑法犯の場合、65歳以上の高齢者の起訴猶予が一番高く、起訴猶予の時にはいろいろな事情を考慮するという事です。高齢の入所受刑者人員の推移を入所度数別に見ると、数は一貫して増えている。また、高齢者率の推移を見ても、ほぼ右肩上がりが増えている。女子の場合も凄い勢いで増えている。刑務所入所人員は全体として減少している中で、高齢者が増加して、「再入」、複数回入所の比率が高くなっているということです。高齢者の罪名（特別法・刑法もふくむ）を見ると、窃盗の次にくるのが覚醒剤、詐欺で、女子高齢者は窃盗が8割超えているのが特徴です。



8月の読売新聞に、「高齢受刑者急増で刑務所に介護スタッフを配置する」という記事が出ていました。刑務所が介護施設化し、介護福祉士も増員の予定であるということです。

高齢犯罪者を見ていて感じることは、「この人孤立しているなあ…」ということです。最初から孤立している人と、働いているときはちゃんとやっていたが、リストラや定年で急激に孤立し、追い詰められて犯罪に至るケースがある。殺人犯は、一人暮らしや、配偶者がいない、子どもと接触がないなど、孤立度の高い人が多い。孤立を防ぐには、「居場所・

出番・相談相手」の3つが必要だと言われ、帰る場所があり、役割（やること）があり、友達がおれば、犯罪に至ることは少ないし、再犯することも少なく、そうした環境を作ることが必要で、家族や地域が理解してあげることが大事である。犯罪を起こした時に、「縁を切る、何てことをした！」ではなく、「犯罪の発覚を気付き、認識のチャンス！」にして欲しい。

認知症の初期の人は、普通にしゃべるので、取り調べでもわかりにくい。家族は、日常生活がちゃんとできていると思っているが、以前と比べ能力が落ちたことはわかっているが、「認知症」にはつながらない。捜査官から専門医の受診を勧奨することもあり、家族が当事者を知ることは重要であるとのことでした。

刑事事件を起こってしまった人に対する取組は様々なされており、刑務所には社会福祉士が配置され、出口支援に当たっている。特別調整の要件が整っている人については、定着支援センター、刑務所、保護観察所が連携して地域の受け入れ先を探すなどの取組を行っている。刑務所の社会福祉士は、その他いろいろな取組を行っているが、検察庁が行う入口支援と比べ、出所の時期が明確なので時間的余裕がある。「入口支援」というのは、起訴猶予や執行猶予になった刑務所に入らない刑事手続き上の「前の方」ということで、出口支援の対義語的な使われ方のことである。福祉的支援が必要な被疑者・被告人に福祉的なサービスの橋渡しを行い、再犯防止や社会復帰に役立てるということで、そのために検察庁に社会福祉士を置いているところがいくつかあり、大阪地検にも配置している。

大阪地検における再犯防止の取組は、担当検察官が、福祉的支援があった方が良いのでは…と判断した場合、再犯防止対策室の社会福祉士に相談、話し合い、いくつかのオプション検討し、検察官の判断に基づき再犯防止対策室で福祉窓口や保護観察所に繋いだりする連絡調整を行っている。大阪の場合は

被疑者の数が非常に多く、社会福祉士が直接被疑者と面会するケースは少ない。また、起訴され裁判になったが、執行猶予になりそうな場合、裁判の担当検事が社会福祉士に相談し、弁護士に伝え動いてもらうケースもある。略式起訴の場合は、そこで身柄拘束終わりなので、検察官が相談することになる。橋渡しの方法としては、福祉サービス窓口や保護観察所に繋ぐことになる。

■講演2「認知症高齢者の刑事弁護における支援事例」…辻川圭乃氏（辻川法律事務所 弁護士）

辻川弁護士からは、認知症のある高齢の方の刑事弁護を行っているということで、3つの事例をご紹介頂き、その事例に基づき、いろいろ考えて欲しいとのお話がありました。

●事例-1

××年当時80歳の女性（Aさん）が、スーパーで食料品5点（販売価格1,390円）を万引きしたが、その時お金は持っており、払えないことはなかった。警察官に員面調書を作成され、その中では、「お金がなかったので、食料品を盗りました」という調書になっていた。その2週間後くらいに警察に呼ばれ、調書を取り直している。そこでは、（Aさんに）年金が結構あるということが判ったからかもしれないが、「お金がなかったわけではないが、息子がお金を渡してくれない…」という新しい調書を取られている。その調書を取られた5日後にコンビニに行って、おにぎり二つ入りの1パック（230円）を万引して、また現行犯逮捕された。逮捕のあと、高齢ということもあり、拘留はされず、そのまま帰宅している。取り調べは受けて被疑者になるため、在宅事件扱いである。高齢では不起訴になる場合も多いが、こういう場合は在宅で扱われるケースが多い。

この高齢者、Aさんの長男が地域包括支援センターに相談に行っているが、この時は介護保険の手続きと専門医の紹介依頼と相談だけで、この時は、万引きについては何も語らずに相談をしており、母親が警察に捕まった…ということは相談できていない。Aさんは、近所のマンションに自分の便を投げつけるなどの迷惑行為も行っている。これを通報されて、認知症に詳しい警察官だったのか、長男に「Aさんが認知症の疑いもあるよ」との助言があった。そして再度、包括支援センターにAさん、長男が来所し、便を投げる迷惑行為や窃盗を繰り返すこと相談し、クリニックで専門医を受診するように助言を受け、介護保険の申請を行い、検査入院することになった。

ただ、万引きの事件は動いており、検察庁から呼ばれて検面調書を作成された。調書作成に当たった検事は、認知症の疑いを持つことは全くなかった。本人は、その場その場の取り繕いを行うので、認知症を疑う目で見なければわからない。検事調べがあった翌日から入院し、鑑別診断でアルツハイマー型



認知症（中～高度）、長谷川式 9 点であった。

窃盗の場合は、副検事が担当することが多いが、A さんは略式起訴を受けて、罰金 20 万円の略式命令が出た。初犯で被害額が少なく、軽微ということで罰金になる。略式の場合、裁判所に行って言い渡すわけではなく、裁判所が命令を出して送達が自宅に届くことになるが、本人は入院中で受け取れず、裁判所に返ってしまった。

裁判所は再度送達し、今度はそれを長男が自宅にいて受け取り、母宛の 20 万円の罰金命令を見て、地域包括支援センターに相談し、センターの方が大阪弁護士会の「ひまわり」に電話相談をした。認知症で責任能力に問題あり、訴訟能力も問題があるということで、裁判をするように連絡した。

略式起訴で命令が出ると、罰金 20 万円を納付したら裁判にはならず、終わりとなるが、「やっていない」「責任能力、訴訟能力に問題がある」場合などには、受け取ってから 2 週間以内に正式裁判の申立書を出せば裁判になる。

簡易裁判所に正式裁判申立を行ったところ、地方裁判所に移送となり、A さんと面談し、責任能力もそうであるが、裁判というものに全然理解ができないだろうということで、まず「裁判以前に訴訟能力を争いましょう」という方針を決めて、最初から被告人質問を行った。その被告人質問で、「あなたは何故ここにいるのですか」と問うと、「なんでやろう」と答え、「スーパーでモノを盗ったからここに居るのではないですか」というと、「すみませんでした」と言うが、「あれはもう済んだのに、何故来ないといけないうのか」と言ったりして、被告人質問で認知に問題がある…ということも明らかにできた。裁判所の方も、病証について検討しましょうということで、第 2 回公判で病院に入院し詳細な検査をされて診断書も出ていたので、公判手続きが停止された。「無罪」判決を取るにも裁判する能力が必要で、心身喪失で「無罪」を得るためにも裁判をする能力が必要であり、このままでは裁判が止まったままなので、被告人という立場は続き、それは「制度の不備」といえる。裁判所が訴訟能力ないから控訴棄却にするということは法律上できない。刑事訴訟法も想定していない。検察官が起訴を取り下げない限り終わらない。略式起訴から 2 年くらいかかったが、起訴を取り下げて、それを受けて裁判所が控訴棄却決定を出した…という事件であった。罰金を払う必要もなく、そういう前歴もなくなった。A さんの場合は、送達が遅れたということもあって、受け取ってから 2 週間以内に正式裁判を申立てることができ、公訴棄却決定にいった。

ただ、放置すると刑が確定して、罰金を支払わないといけないう。同じような事件が次の事例です。

●事例-2

××年当時 81 歳男性（B さん）。前々年に物損の交通事故（78 歳時）を起こしていた。門にぶつけただけで、人身でなく物損であれば、道路交通法違反にならない。民事上の損害賠償事件ではあるが、物損は刑事事件にならない。この時、すでに認知機能が衰えていたので、車の保険も更新していなくて、「直してください」と言われたのに、放置していた。前年に認知症の診断は受けていたが、家族も何の対応もしていなかった。

裁判所から損害賠償請求、民事事件の訴状が来た。送達を受け取って、中を見てもよくわからなかったのか、送達を放置していた。家族も気づかなかった。民事事件は裁判所に行かないと、欠席判決ですべて先方の主張が認められ、その結果 26 万円強の支払い命令が出ました。

判決が送達されたが、これも受け取ったが放置していた。翌年、運転免許の更新が来た。これも失念、放置し、記憶の保持が困難だから、行かないといけないうということもよくわからなかった。その頃、ま

た交通事故を起こした（物損対物損）。認知症の高齢者で事故を起こすということは良く言われています。注意力が落ちているので、事故を起こしやすい。この人も事故を起こして、車同士の事故であったので、警察が来て事故証明を作ってくれる。その時に、免許が更新されておらず、無免許で、「刑事事件」になった。交通事故自体は刑事事件ではないが、無免許運転ということで刑事事件になった。

この刑事事件の取り調べを受けている最中に、民事事件の方で自宅の不動産の競売手続開始の決定が出た。競売手続開始の決定の命令も裁判所から送られてくるだけです。この件の送達も放置してしまう。その2ヶ月後くらいに最初の無免許運転で略式起訴、在宅になります。2日後に同じ簡易裁判所で、罰金25万円の略式命令が送達されてきた。先の「事例-1」と違い、同居していた家族は見ずに、本人だけが見て放置した。2週間経ってしまうと確定するので、正式裁判の申立はできないし、無免許運転の罰金25万円は確定します。しかし、25万円支払いの納付書が届くが、これも放置し、払わなかった。

そして、ついに「労役場留置刑が執行」されました。罰金を払わないと体で払わされて、1日5,000円（刑期50日間）です。

その時、家族が地域包括支援センターに相談し、包括の方から弁護士会の「あいあいネット」を通じて相談があり、弁護士にわかった。こうした在宅の場合は、弁護士が関与しない場合がほとんどです。逮捕され拘留されると、当番弁護士が付きます。逮捕されてもすぐ帰宅させられると、当番弁護士も行かないし、知ることがない。罰金になると、「罰金ぐらいええか！…」ということで弁護士のところまで来



ない。ただ、弁護士が関わることは、責任能力や訴訟能力のこととかが重要になる。このケースでも、罰金が確定した後も弁護士が知れば、罰金をひっくり返すことは難しいかもしれないが、猶予や待ってもらい、分割払いするなどの交渉の仕方はある。しかも、この人は、年金はあるし、自宅もあり、お金を払えないわけではないし、少なくとも労役場に行く必要はなかった。

そうして弁護士に繋がったわけですから、1つ目の事件で自宅は26万円で差し押さえられており、何とかしなければならぬ。まず、Bさんは、「訴訟能力がない」ということを原因とする執行手続中断の申立をして、競売を停止する。競売の実施処分は停止されて、最終的には26万円払って解決しています。同じ日に労役場まで一緒に行き、本人と面談すると、どうして自分がここに居るのかわかっていない。罰金が払えなかったということも判っていない。無免許運転ということも、自分は試験場でちゃんと免許を取っていると思って、判っていない。免許更新も何回もやっていると思っている。

医者に刑務所まで同行して接見してもらい、10点か11点くらいでしたか、「後見相当」との診断書をもって、弁護士が後見人の申立をして後見についた。高度の認知症であるということが判っているので、労役場の受刑自体も、受刑能力が要るわけですが、刑の執行停止を申入れたが、50日の刑期満了で出所した。この事件については、認知症に気づかず起訴したこと、罰金を払わないことを理由に払う

ことが出来たのに、機械的に労役場に留置したことで、国賠訴訟を提起した。1 審は敗訴で、現在、高等裁判所に控訴審審理中である。

どちらも地域包括支援センターの職員の方が弁護士に繋いでくれたこと。認知症の方で刑事手続きに乗らないで、福祉的支援で解決できる問題、刑事手続きに乗らないでもいいのではないかという問題もあります。それをするためには検察庁の力だけではいけない部分があります。気付かないといけませんが、弁護士だけでは気付けない。やはり福祉の方、支援者の方、家族の方に言ってもらわないとだめです。できるだけ早く、（認知症のことが）判っている弁護士が入れるように、よりせいネットもそうですが、刑事手続きから解放しようと思ったら、弁護人が入らないとだめです。

今の事例は、「認知症で…」ということですが、最近では前頭側頭型認知症になられて、それまで全然何ともなかったのに、突然万引きをすとか、その場合は責任能力が争えます。その時は、出来るだけ早く弁護士に繋いで頂くことが必要だと思います。

●事例-3

××年当時67歳の女性で過去に犯歴あり。若い時から万引きの繰り返し、高齢になったという方です。高齢者の事件の場合、二通りあって、高齢になって突然なる場合と、若い時から盗癖があって高齢になったケースです。前科10犯とか、10何犯とかいって始終入っておられる方もいます。

事例-3は何回か刑務所に入っておられる方でした。67歳の女性ですが、ある年の4月、スーパーできぬこし豆腐を5点、697円を万引きしました。2ヶ月後、おにぎり2個、販売価格138円をドラックストアで万引きした。2件合わせて千円にも満たない。でも、この方は前科がありますから捕まって拘留される。138円でも拘留される。最初は、697円ということで在宅になったのですが、おにぎり2個で逮捕拘留されました。1審では大阪ではなく別のところで定着支援センターが係わっている支援しようとしたのですが、手帳もなく、認知症の診断もまだなく、福祉的な支援要素は何もない人でした。それで実刑の懲役8ヶ月の判決になりました。控訴して大阪に来て、私が国選の弁護人になりました。この人の場合は、何回も繰り返しているので、病的窃盗ではないかということがあったので、府内でそういう治療ができる病院で更生プログラムを考えるべきではないかと思いました。保護観察所では窃盗のプログラムはないという話がありましたが、病的窃盗ということになれば、そういう病院があったりします。知的障害であれば、「つばさ」（大阪府立砂川厚生福祉センター）とかではプログラムがあたりしますから、そういうところに繋いだりします。病的窃盗があったので、そういう病院に繋がろうとなったのですが、入院するためには、拘留されているので、保釈しなければならない。そして、保釈決定を取って、その病院に入院しました。そこで、病的窃盗の疑いと認知症の疑いの診断を受けました。そして、控訴趣意書を提出した後に、認知症の関係で「介護認定とかできないか」とかあったのですが、それができない間に控訴審判決が出て、控訴棄却になった。福祉的手当てを何もしないまま、刑務所に入れてしまうと、また繰り返すことになると思ったので、病院に入ったままで上告して調整をすることにしました。判決が出た後で、介護認定を申請して、地域包括が関与し、要介護1の介護保険認定ができました。最高裁に上告趣意書を提出し、地域包括支援センターが更生支援計画書を作成、提出しました。

地域定着とか全県とか大きいところは、動くのは大変で、本当はその市町村、市町村が地域での活動とかを担ってくれるので、地域の包括支援センターとか障がい者支援センターとか、事業所とかが係わって、更生支援とかに係わってもらわないといけないということがあった。この事例-3でもそういう

ことがあって、地域の包括支援センターに支援計画を出してもらったが、残念ながら上告は棄却されました。今は収監されて刑務所に行ったが、収監のときも地域包括の方が一緒に検察庁まで送ってくれて、顔つなぎをして、5ヶ月経ってまた出てきたら、地域でプログラムに添ってやりますということでした。そうした繋がりがあったら、そんなに悪くはない。再犯はゼロにすることは難しく、私たちはその人が地域での暮らしができるようになれば、重くならなければと考え、地域の人に繋いでいくことが重要だと思っています。

弁護士会では電話相談をおこなっていますから、何かあったら電話してください。

■山田定着支援センター所長の閉会挨拶

本日は、第1回よりそいセミナーにたくさんご参加頂き、有難うございました。今日は、お二人のご講演を頂き、裁判の流れを知って欲しいと考えておりました。私自身もかつては包括支援センターで仕事をしておりましたが、今は定着支援センターで要介護3や、要介護5の方を支援した経験があります。現在、刑務所の中も高齢化が進んでいて、高齢受刑者は1割を超えていると言われています。

第2回よりそいセミナーでは、「塀の中の高齢者」のテーマで、刑務所の看護師さんをお招きして、塀の中の実態についてお話を伺う予定です。是非、みなさまもご参加頂き、塀の中の実態を知って頂きたいと思います。

